

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

本市では、市民、事業者及び市それぞれが自らの環境保全に対する意識を高め、果たすべき役割を担うとともに、水と緑と歴史と伝統を活かした、文化の香り高く、人と自然が共生するまちづくりを実現するため、香取市環境基本条例を2006年3月に施行しました。

香取市環境基本条例第9条の規定に基づき、同条例第3条に定められた基本理念を実現することを目指し、環境を保全し、創造していくための市の基本的な方向を示すことを目的として、2009年3月に香取市環境基本計画（以下「前計画」という。）を策定し、環境政策を推進してきました。その後、計画の中間年度にあたる5年目の2014年3月に中間見直しを実施しました。

中間見直しから5年を迎え、前計画の計画期間が2018年度をもって終了すること、前計画の策定後に市だけでなく市を取り巻く国及び県の環境政策の変更、経済・社会の状況の変化に対応するため、「第2次香取市環境基本計画」を策定しました。

香取市環境基本条例の基本理念（香取市環境基本条例第3条）

- 1 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するように行われなければならない。
- 3 環境の保全は、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるように多様な自然環境が体系的に保全されることにより、自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくように行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であることにかんがみ、すべての者は、これを自らの課題として認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

2 計画の目的

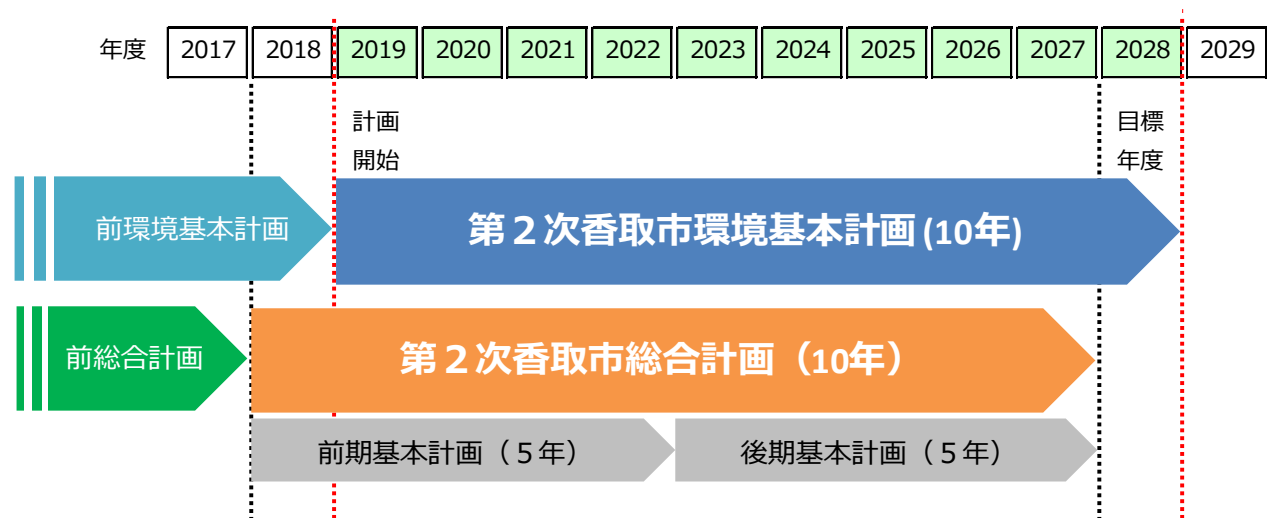
「第2次香取市環境基本計画」（以下「本計画」という。）は、香取市環境基本条例の基本理念の実現に向けて、環境の保全に関する施策を示すとともに、市民^{※1}、事業者及び市のそれぞれが担うべき取組を明示するものです。

また、東日本大震災以降の社会環境の変化やパリ協定の発効、生物多様性の保全、気候変動への適応などの新たな環境課題に対応した計画とします。

3 計画の期間

本計画は、2019年度を初年度とし、10年後の2028年度を目標年度とします。

本市を取り巻く環境・経済・社会の変化や計画の進捗状況などにより、見直しの必要性が生じた場合には、適宜見直しを行うものとします。

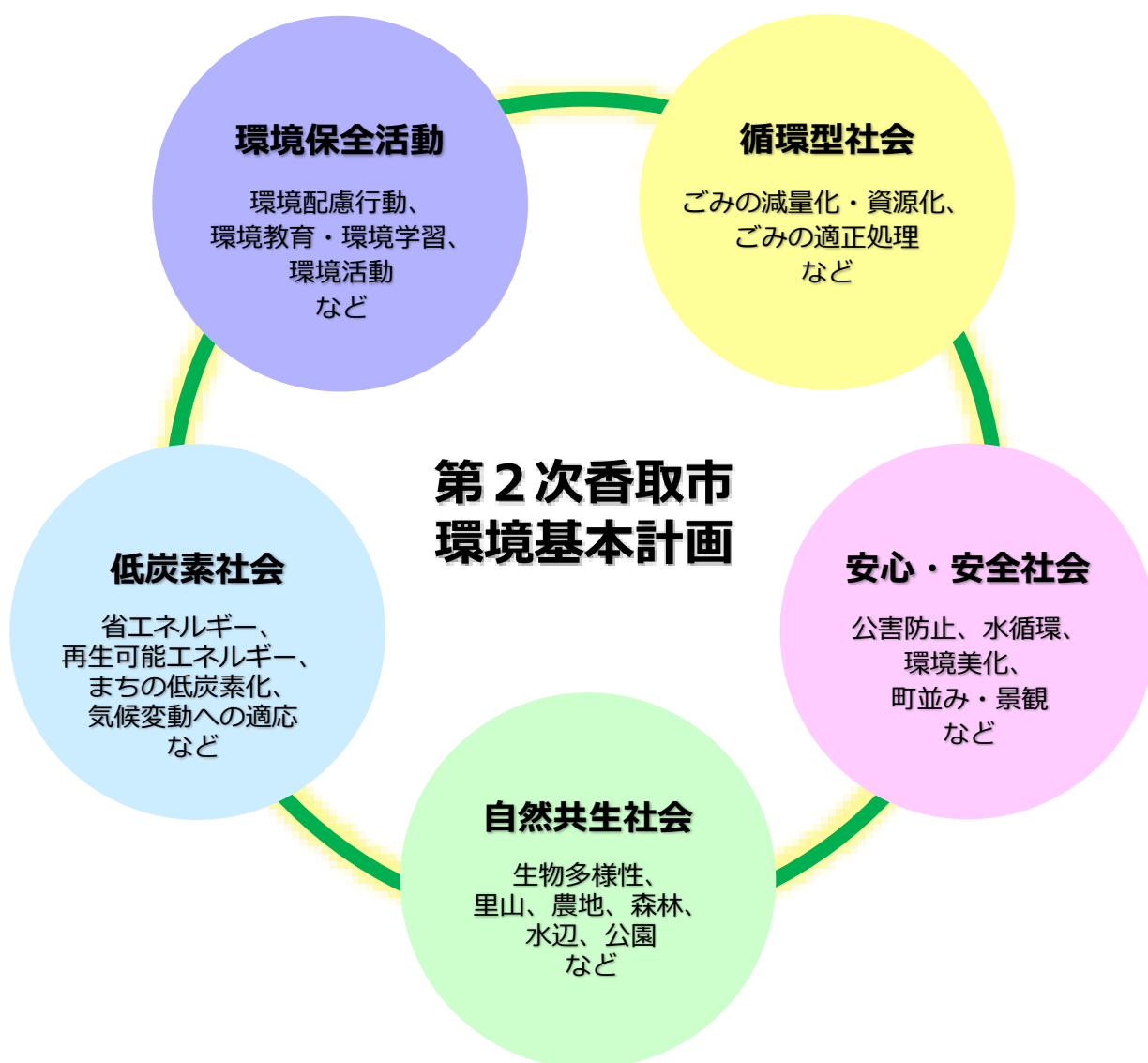


※1 市民には市民団体を含む。

4 計画の範囲

本計画が対象とする分野は、循環型社会、安心・安全社会、自然共生社会、低炭素社会、環境保全活動の5分野とします。

対象とする地域は香取市全域とし、広域的な取組が必要なものについては、国や県、他の地方自治体等と協力しながら課題の解決に取り組むものとします。

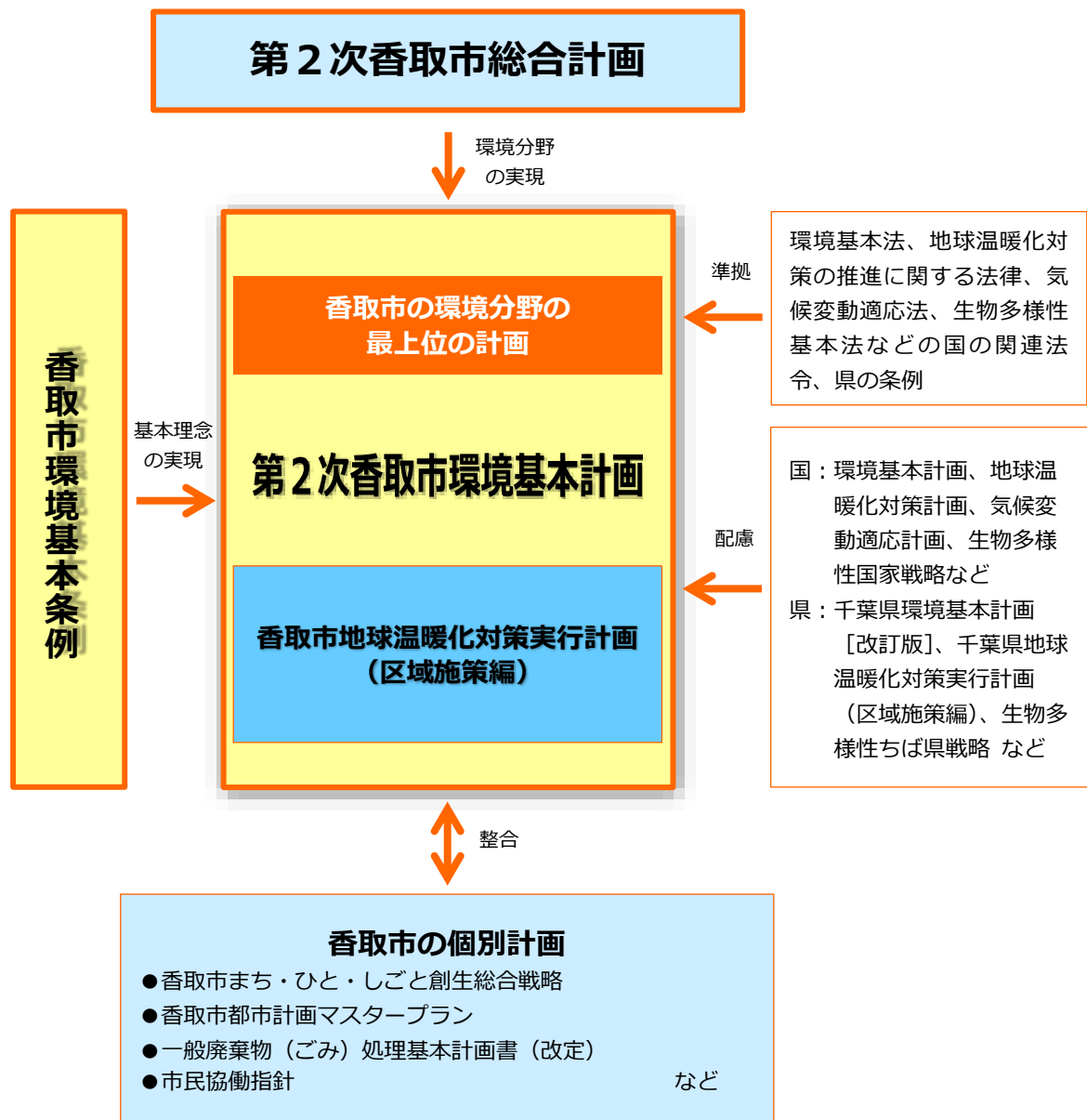


5 計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画である「第2次香取市総合計画」に掲げる将来都市像「豊かな暮らしを育む 歴史文化・自然の郷 香取 ～人が輝き 人が集うまち～」を環境面から実現し、環境行政の最も基礎となる計画としての役割と性格をあわせ持ちます。

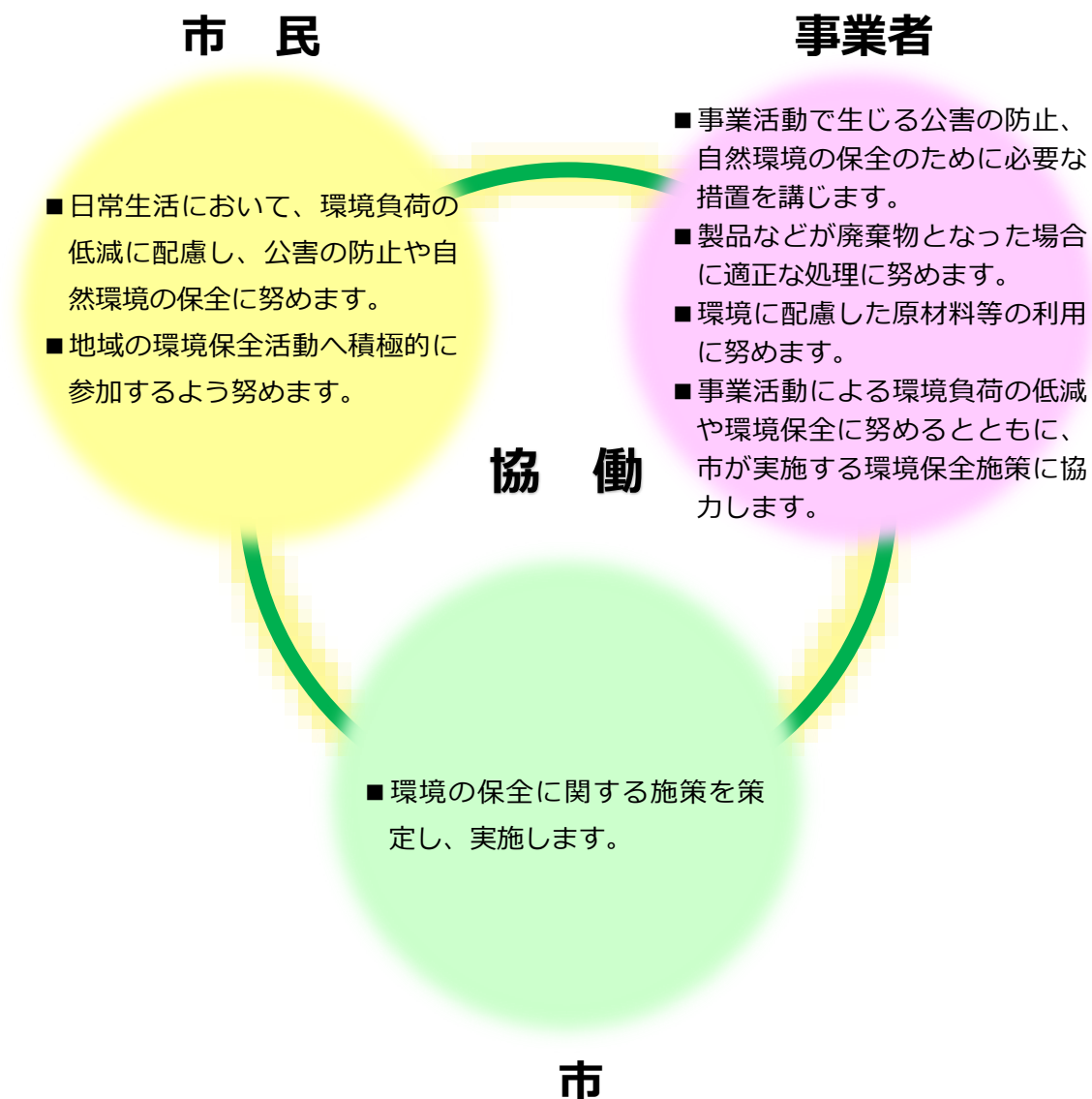
なお、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含した計画とします。

第2次香取市環境基本計画の位置づけ



6 計画の推進主体

本計画の推進主体は市民、事業者及び市とし、それぞれの役割に応じて環境に配慮した行動を協働で実践していきます。



7 計画の構成

本計画は、第1章から第6章までで構成し、第1章に計画の基本的事項、第2章に計画策定の方向性、第3章に目標とする環境像、第4章に目標とする環境像の実現に向けた施策、第5章にかとり協働プログラム、第6章に計画の進行管理について示します。

計画の構成

第1章	計画の基本的事項	計画の目的、期間、推進主体などの基本事項
第2章	計画策定の方向性	環境をめぐる状況の変化、計画策定に当たっての課題と対応
第3章	目標とする環境像	目標とする環境像、基本目標
第4章	環境施策	目標とする環境像達成のための環境施策、主体別の取組
第5章	かとり協働プログラム	協働により推進する施策
第6章	計画の進行管理	計画の進行管理、計画の推進体制



水郷佐原あやめパーク



市民レガッタ



山倉の鮭祭り



栗源のふるさとも祭り